

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和4年1月)

令和3年度「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、健康保険事業の健全な運営を図るために、年に一回、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただく「医療費のお知らせ」を発行しています。

掲載内容 …… 令和2年10月～令和3年9月診療分の情報を記載します。

送付時期 …… 令和4年1月中旬から2月上旬

送付先 …… 事業所様宛(任意継続被保険者の方はご自宅)



医療費のお知らせは、医療費控除の申告に使用できます。

- ◆令和3年10月～12月の診療分や、記載されていない医療費については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に添付する必要があります。
- ◆確定申告(医療費控除)に関しては国税庁ホームページ又は最寄りの税務署にてお確かめください。

「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせ：協会けんぽ 青森支部 レセプトグループ 017-721-2715

ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りします

協会けんぽでは、「処方されたお薬をジェネリック医薬品に切替えた場合、どのくらいお薬代が安くなるか」を加入者(被保険者)様へお知らせいたします。ジェネリック医薬品への切り替えに、ぜひお役立てください。

お送りする方	・主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方 ・お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
送付時期	令和4年2月下旬頃予定



※ジェネリック医薬品軽減額通知は、先発医薬品以外にも、ジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。必ずしもジェネリック医薬品に切り替えていただかなければならないものではありません。

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の使用を推進しています。

ジェネリック医薬品に関する様々な疑問について、協会けんぽ青森支部では漫画でご紹介しています。右端の二次元コードよりご覧ください！

漫画はこちら



ジェネリック医薬品軽減額通知に関するお問い合わせ：協会けんぽ 青森支部 企画総務グループ 017-721-2713

もしこんなことがあったら…

「第三者行為による傷病届」をご提出ください。

事故



けんか



交通事故やけんか等による負傷(相手方の行為による負傷)の治療に**保険証を使用した場合**は、「第三者行為による傷病届」の提出をお願いいたします。

「第三者行為による傷病届」とは

加害者(相手方)の情報や、事故発生状況、治療状況等をお知らせいただくものです。

相手方の行為による負傷の治療費は、**本来加害者が負担**するものとなります。「第三者行為による傷病届」は、協会けんぽが加害者に対して、加害者が支払うべき治療費(健康保険で給付した分)を請求する際に必要ですので、すみやかな提出をお願いいたします。

※傷病届は協会けんぽホームページからダウンロード可能です。

「第三者行為による傷病届」に関するお問い合わせ：協会けんぽ 青森支部 レセプトグループ 017-721-2715

退職後の健康保険のご案内

ご退職後の健康保険は、国民健康保険、任意継続、ご家族の健康保険(被扶養者)の3つの選択肢があります。ご自身の状況にあわせて、いずれかの健康保険にお手続きください。

国民健康保険

お住まいの市区町村の国民健康保険担当課等にお問い合わせください。

任意継続

(在職時に加入していた保険制度に継続加入)

- ・退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること
- ・退職日の翌日から20日以内に手続きをすること

ご家族の健康保険の被扶養者

ご家族が加入されている健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります。

※所得等の条件がありますので、ご家族の勤務先にご確認ください。

加入条件

協会けんぽの任意継続のお申込み方法

「任意継続被保険者資格取得申出書」をご退職日の翌日から20日以内にお住まいの住所地を管轄する協会けんぽ支部へ郵送でご提出願います。

※申出書は協会けんぽホームページからダウンロード可能です。

任意継続保険に関するお問い合わせ：協会けんぽ 青森支部 業務グループ 017-721-2714